

原子力防災部会ワーキンググループの設置について（案）

平成24年11月21日
福島県原子力安全対策課

1 趣旨

福島県防災会議原子力防災部会要綱第6の規定に基づき、原子力防災部会にワーキンググループを設置するものとする。

2 名称

ワーキンググループの名称は、福島県原子力防災部会ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)とする。

3 構成

ワーキンググループは、福島県原子力防災部会の委員のうち、学識経験者（6名）及び原子力安全対策課長をもって組織する。

4 検討事項

検討事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域防災計画原子力災害対策編の修正に関する技術的な事項
- (2) その他部会長から付議された事項

5 その他

ワーキンググループは原則公開とし、検討結果は部会へ報告するものとする。